

訪問介護・介護予防訪問介護相当サービス・訪問型サービスA チェック表

番号	必要書類	摘要	チェック欄
1	チェック表		
2	指定（許可）申請書	備考を参照し、必要事項を記載してください。	
	指定（許可）更新申請書	備考を参照し、必要事項を記載してください。	
3	事業所の指定に係る記載事項	備考を参照し、必要事項を記載してください。	
4	申請者の登記事項証明書又は条例等	①現在事項全部証明書の原本を添付してください。 ②条例にあっては、公布したものの写しを添付してください。	
5	従業員の勤務の体制及び勤務形態	①<備考>を参照のうえ、勤務形態一覧表を作成してください。 ②「職種」欄には「管理者」、「サービス提供責任者」、「訪問事業責任者」、「訪問介護員」、「訪問事業従事者」等記載してください。	
6	事業所に係る組織体制図	同一法人内の事業所等（介護保険サービス、有料老人ホームなど）間の従業員の兼務の状況がわかるように作成してください。	
7	サービス提供責任者 又は訪問事業責任者の経歴書	①備考を参照し、必要事項を記載してください。 ②サービス提供責任者又は訪問事業責任者となる者が有している資格等の種類及びその取得時期を記載してください。	
8	事業所の従業者等の資格を有することを証する書類	・「訪問介護員」又は「訪問事業従事者」については、介護福祉士登録証、介護福祉士実務者研修、旧介護職員基礎研修、旧訪問介護員養成研修1～2級課程、介護職員初任者研修の修了証書等の写しを添付してください。旧訪問介護員養成研修3級課程、市が実施する研修の修了証明書等は、訪問事業従事者のみ該当します。 ※ヘルパー身分証明書（名札等）の見本を1部添付してください。 ※大分県では、看護師及び准看護師は、介護職員初任者研修（旧訪問介護員養成研修1級課程修了者）と同等として取り扱っています。この場合は、介護職員初任者研修の修了書を大分県に申請し、認定証書を添付していただくことになります。	
9	事業所の位置図	事業所の位置がわかる書類（住宅地図等で可）を添付してください。	
10	事業所の平面図	①事業所の各室の用途及び面積を明示した平面図を添付してください。（事務室、相談室、手洗い等） ②他の事業と共用で使用する室等がある場合は、専用部分、共用部分の色分けをするなど当該事業を行うための区画を明確にしてください。	
11	建物の所有に関する書類	建物を法人が所有している場合は所有がわかる書類を、建物を借りている場合は、賃貸借契約書（無償で借りる場合は使用貸借契約書）の写しを添付してください。	
12	事業所の写真	①遠景から施設を撮影し、事業所の各室等（特に設備基準に規定している事務室、相談室、手洗い場等）ごとに撮影してください。 （同じ構造である部屋等は1カ所のみ撮影してください） 注：写真に番号を付し、写真撮影位置が分かるよう平面図に記入してください（記入例：①→）	
13	運営規程	以下を参照の上、作成してください。 （参考）運営規程において定めるべき事項（大分市条例及び要綱参照） 1）事業の目的及び運営の方針 2）従業員の職種、員数及び職務の内容	

		<p>3) 営業日及び営業時間</p> <p>4) 指定訪問介護、介護予防訪問介護相当サービス、訪問型サービスAの内容及び利用料その他の費用の額</p> <p>5) 通常の事業の実施地域</p> <p>6) 緊急時等における対応方法</p> <p>7) 苦情処理に関する事項</p> <p>8) 虐待防止に関する事項</p> <p>9) その他運営に関する重要事項</p>	
14	介護保険法に伴う誓約書	居宅サービスは参考様式7を、第1号事業は参考様式19に、申請者及び役員・管理者等が誓約内容を確認したうえで、作成してください。	
15	大分市暴力団排除条例に伴う誓約書	申請者及び役員・管理者等が誓約内容を確認したうえで、作成してください。	
16	サービス費の請求に関する書類	加算等の届出についてをご覧ください。	
17	重要事項説明書	利用申込者又はその家族への説明にあたり、サービスの概要、従業員の勤務体制、事故発生時の対応、苦情処理の体制等を記載した説明書等を作成してください。	
18	老人福祉法による届出	必要事項を記載してください。	
19	業務管理体制に係る届出	必要事項を記載してください。	